

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和５年度 営繕積算システム用「積算資料」等購入
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	令和 ５ 年 ４ 月 ３ 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人経済調査会 愛知県名古屋市中区錦１－１０－２０ アーバンネット伏見ビル7
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 2, 3 8 9, 8 6 0－
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 2, 3 8 9, 8 6 0－
随意契約によることとした理由	地方整備局が発注する公共建築工事の積算においては、(一財)経済調査会が発行している物価資料である「積算資料」や「建築施工単価」(以下、「積算資料等」という)に掲載の価格情報を基礎資料として利用することが公共建築工事標準単価積算基準に定められている。 この積算資料等に掲載されている単価を営繕積算システムに登録するにあたり、正確性及び効率性の確保が必要であることから、上記法人にて加工された営繕積算システム用のデータ形式の単価データを購入する必要がある。 また、積算で使用した単価資料は、情報開示請求に応じて工事契約後、2ヶ月程度で公開してきたところであるが、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改定について(平成31年3月27日付け国官会第23526号、国地契第63号等)に基づき、令和2年4月1日からは早期に公表する必要があることから、著作物の公表について、上記法人の承諾を得る必要がある。 以上により、積算業務を適切に実施するために、上記法人と随意契約を行うものである。 適用法令： 会計法 第29条の3第4項 予決令 第102条の4第3号
備 考	